十勝川水系の項中音更川の項の次に次の五項を加える。

支川		
下頃辺川	左岸	北海道十勝郡浦幌町字稲穂三百六十二番の一地先から浦幌十勝川合流点まで
	右岸	同道同郡同町同字三百七十二番地先
支川		
十弗川	左岸	北海道中川郡池田町字東台五十四番地先から利別川合流点まで
	右岸	同道同郡同町同字五十五番地先
支川		
猿別川	左岸	北海道中川郡幕別町字猿別百二十九番地の日本国有鉄道根室本線鉄橋下流端から幹川合流点まで
	右岸	
支川		
途別川	左岸	北海道中川郡幕別町字千住四百九番地の日本国有鉄道根室本線鉄橋下流端から幹川合流点まで
	右岸	
支川		
帯広川	左岸	北海道帯広市東二条南一丁目二番地先の国道鎮橋下流端から幹川合流点まで
	右岸	

宮川水系の項の次に次の二項を加える。

駿河湾沿岸		静岡県沼津市本字千本千九百六番九地先から同県牧之原市細江字浜六千六百四十三番二地先（同県富士市五貫島字八軒屋前千二十七番二地先から同県静岡市清水区蒲原字向島五千二百四十五番四地先まで、同県同市清水区蒲原堰沢字道外九十六番一地先から同県焼津市田尻北字浜河原千六百二十四番三地先まで、同県同市利右衛門字六軒屋二千五百六十三番十一地先から同県榛原郡吉田町川尻字鮒ヶ窪三千五百八十三番五地先まで及び同県同町住吉字浜河原五千四百三十六番四百六十九地先から同県牧之原市細江字浜六千六百九十五番地先までを除く。）
伊勢湾沿岸		三重県松阪市大字松名瀬千百五十番地先から同県伊勢市大字有滝字大浜二千二百五十七番地先まで（同県多気郡明和町大字浜田字西浜田五百六十四番地の一地先から同県同郡同町大字大淀字大洲二千九百四十三番地の二地先までを除く。）

渡川水系の項の次に次の一項を加える。

土佐湾沿岸		高知県南国市十市字東井流四千七百八十五番地の一地先から同県土佐市新居字池ノ浦十番地先まで（同県高知市仁井田字九窪四十二番地の三地先から同県同市浦戸字城山八百三十番の三地先まで、同県同市春野町甲殿字塩濱千四百二十三番地の二地先から同県同市春野町仁ノ字小松崎三千八百六十八番地の一地先まで及び同県同市春野町仁ノ字中州三千八百三十三番地の一地先から土佐市新居字大東三十一番二地先までを除く。）

○国土交通省告示第二百七十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東海北陸自動車道	郡上市高鷲町鷲見字上野五四一四番二四	平成二十二年四月一日〇時

○国土交通省告示第二百八十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画東池袋四丁目第2地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一	市街地再開発事業の種類及び名称
	東京都市計画東池袋四丁目第2地区第一種市街地再開発事業
二	事業施行期間
	事業計画の認可の公告の日から平成二十二年度まで
三	施行地区
	東京都豊島区東池袋四丁目の一部
四	施行者の名称
	独立行政法人　都市再生機構
五	事務所の所在地
	東京都豊島区南池袋二丁目30番17号
六	施行規程及び事業計画の認可の年月日
	平成十八年一月十日
七	事業計画の変更認可の年月日
	平成二十二年三月三十一日

○国土交通省告示第二百八十一号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）第三十三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の造船業基盤整備事業協会法第三十三条第一項の納付金率を定めた件

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法第三十三条第一項の平成二十二年度の納付金率は、一万分の二十五とする。

○国土交通省告示第二百八十二号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成十一年運輸省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

本則中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

表の一の項中「及び第四項から第六項まで」を「、第四項及び第五項」に改め、同表の三の項中「、次項及び第五項」を「及び次項」に改め、同表の四の項中「及び次項」を削り、同表の五の項を削り、同表の六の項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、六の項を同表の五の項とし、同表の七の項を同表の六の項とする。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十三号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（平成十一年運輸省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

本則中「及び第四項から第六項まで」を「、第四項及び第五項」に改め、同表の三の項中「、次項及び第五項」を「及び次項」に改め、同表の四の項中「及び次項」を削り、同表の五の項を削り、同表の六の項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、六の項を同表の五の項とし、同表の七の項を同表の六の項とする。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十四号

租税特別措置法第十条の四第一項第四号及び第四十二条の七第一項第四号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成二十一年国土交通省告示第三百七十三号）は、平成二十二年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司